

不正大麻・けし撲滅へ

糸魚川 振興局 だより

県糸魚川地域振興局からのお知らせ

〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1
Tel 025・553・1843
Fax 025・552・9944
E-mail ngt112010@pref.niigata.lg.jp
URL https://www.pref.niigata.lg.jp/site/itoigawa/

不正大麻・けし撲滅運動



違法なけし



大麻・けしを発見したときは下記にご連絡下さい。
各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)・郡連府県麻薬主査課・保健所・警察署
厚生労働省・警察庁

厚生労働省では、毎年5月1日から6月30日に「不正大麻・けし撲滅運動」を実施しています。この運動は不正栽培や、自生している「大麻」や「けし」を撲滅するために、「大麻」や「けし」を発見して除去するともに、「大麻」や「けし」に関する正しい知識を広く一般に知って

6月30日まで運動

「けし」栽培 違法なものも

「けし」栽培 違法なものも
もらうことを目的として「けし」の場合、春から夏にかけて、魚鮮やかな花を咲かせますが、種類によっては麻薬の原料となるため、法律により栽培することも、所持すること等も禁止されています。多くの場合は、違法な(栽培してはいけない)「けし」と知らずに、住宅の庭先などに観賞用として植えられていることがありますが、たとえ観賞用であっても栽培は許されません。糸魚川市でも過去に何度か発見されています。

クローズアップ振興局



(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

も禁止されています。多くの場合は、違法な(栽培してはいけない)「けし」と知らずに、住宅の庭先などに観賞用として植えられていることがありますが、たとえ観賞用であっても栽培は許されません。糸魚川市でも過去に何度か発見されています。

もし、違法なけしを見つけたときやその疑いがあると思ったら、糸魚川保健所に連絡してください。

糸魚川保健所に連絡してください。

たった1回の使用でも違法、乱用にあたります。薬物の乱用は自身の命、身体に危害を及ぼすだけでなく、大切な人を巻き込んで事件や事故を引き起こす可能性があります。「ダメ。ゼッタイ。」の決意で、自身や大切な人を守りましょう。〈本記事への問い合わせ先〉

- 日時 令和7年6月30日(月) 午前9時30分から午後12時30分まで
- 会場 駅北広場キターレ(糸魚川市大町2丁目2-19)
- 材料費 10000円
- 対象者 上越地域の観光事業者

サイクリスト 集客力アップ サイクルスタンド作り

- 申し込み期限・令和7年6月23日まで
- 主催 新潟県糸魚川地域振興局
- お問い合わせ先 駅北広場キターレ(株式会社イール)
- 電子メール info@irecktr.eck.com



- 講師 小口良平氏(自転車まちづくりサイクルアドバイザー)
- お申し込み 次のQRコードからお申し込みください。
- (飲食店、小売業、宿泊事業者など) 先着10名
- ※ご家族やグループでの参加も可能(1組1台)
- 健康 糸魚川保健所 地域保健課 ☎025・553・1933